



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② {
■ 令和3年度 **住民税が非課税** の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当 の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

3. 給付金の支給手続き

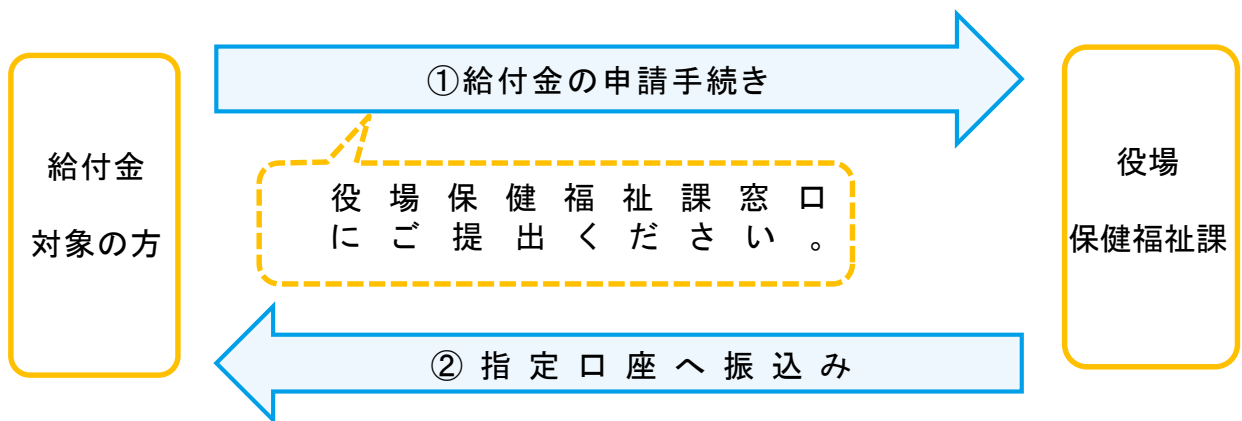
I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます

・・**該当者には通知書を送付します。**

Ⅱ. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに役場保健福祉課社会福祉係の窓口にご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



* 詳しいことは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：佐呂間町役場 保健福祉課 社会福祉係

電話：2-1212



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。